

＜令和8年度 入札・契約制度等説明会に関する質問回答一覧＞

* 工事に関する説明会：令和8年4月13日(月) 13:30～15:00

No.	質問内容	回答内容
1	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(工事)】 P.8 担い手育成の活動評価</p> <p>配点が1～3となっているが、試行内容の「講義」、「現場見学会の開催」や「出前講座」3つ全てを行えば3点なのか、実施内容で配点が違うのか。 また、単独実施が条件か。整備局と合同でも良いか。</p>	<p>「講義」、「現場見学会の開催」、「出前講座」のいずれかを実施した場合に加点評価をしており、複数種類を実施することによる追加の加点はありません。説明資料が配点に幅を持たせた記載となっているのは、発注方式により配点が異なることによります。 また、実施方法については、単独実施でも整備局と合同実施でも加点は認められます。</p>
2	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(工事)】 P.9 若手優秀技術者表彰を評価する取組(工事)</p> <p>加点評価について。有効期限が5年となっているが、34歳で若手技術者表彰を受けたとして、その人が35歳を超えたとしても若手表彰実績有りとして加点されるのか。</p>	<p>表彰を受けた後、35歳を超えたとしても有効期限内は加点対象となります。</p>
3	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(工事)】 P.9 若手優秀技術者表彰を評価する取組(工事)</p> <p>優秀技術者表彰は、優良工事表彰を受賞した工事に従事した監理技術者等が選定されるが、若手優秀技術者表彰はどうか。</p>	<p>若手優秀技術者表彰は、若手技術者が監理技術者等として従事し、かつ成績が優秀であった工事から選定することを予定しています。 ただし、当年度に局長又は事務所長等から優良工事施工団体表彰、安全管理優良団体表彰を受賞した工事は対象外となります。</p>
4	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(工事)】 P.9 若手優秀技術者表彰を評価する取組(工事)</p> <p>若手優秀技術者表彰の要件は、工事成績評定点が80点以上、と考えて良いか？優良工事表彰から漏れた工事から選定されると考えて良いか。</p>	<p>若手優秀技術者表彰は、若手技術者が監理技術者等として従事し、かつ成績が優秀であった工事から選定することを予定しています。 ただし、当年度に局長又は事務所長等から優良工事施工団体表彰、安全管理優良団体表彰を受賞した工事は対象外となります。</p>
5	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(工事)】 P.9 若手優秀技術者表彰を評価する取組(工事)</p> <p>【パターンA】JV 工事において、①現場代理人(35歳以下、代表会社所属、以下①技術者)②監理技術者(35歳以上、代表会社所属、以下②技術者)③主任技術者(35歳以下、構成員会社所属、以下③技術者)の施工体制で施工した場合について、 イ)②技術者が局長又は事務所長表彰を受賞した場合、①技術者や③技術者は「若手技術者表彰」の対象となるのか。(a 両名とも対象となる。b 対象とならない。c どちらか1名のみ対象となる(その場合の条件は？)) ロ)工事成績が80点以上でも②技術者が局長又は事務所長表彰を受賞しなかった場合、①技術者や③技術者は「若手技術者表彰」の対象となるのか。(a 両名とも対象となる。b 対象とならない。c どちらか1名のみ対象となる(その場合の条件は？))</p> <p>【パターンB】JV 工事において、①現場代理人(35歳以上、代表会社所属、以下①技術者)②監理技術者(35歳以上、代表会社所属、以下②技術者)③主任技術者(35歳以下、構成員会社所属、以下③技術者)の施工体制で施工した場合について、 イ)②技術者が局長又は事務所長表彰を受賞した場合、③技術者は「若手技術者表彰」の対象となるのか。(a 対象となる。b 対象とならない。) ロ)工事成績が80点以上でも②技術者が局長又は事務所長表彰を受賞しなかった場合、③技術者は「若手技術者表彰」の対象となるのか。(a 対象となる。b 対象とならない。)</p>	<p>若手優秀技術者表彰は、若手技術者が監理技術者等として従事し、かつ成績が優秀であった工事から選定することを予定しています。 ただし、当年度に局長又は事務所長等から優良工事施工団体表彰、安全管理優良団体表彰を受賞した工事は対象外となります。 また、現時点では同一工事において複数名の表彰は行わない予定です。</p>
6	<p>【令和8年度 申請書等作成の留意事項】 P.4 留意事項</p> <p>留意事項に「⑤工事目的物の変更や対外調整を伴う提案については、技術提案として認めない」とあり、一方で、中国地整HPで掲載されている「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」においては、最終ページ「提案として認められない技術提案の事例(中国地方整備局 港湾空港部指定事項)」で、「④ 関係官庁との協議又は許認可申請が新たに必要となる提案」と記載がある。 留意事項の「対外調整」は具体的にどういったことを指すのか。 例えば、工程短縮を見据えたプレキャスト化推進のため、プレキャスト作成のヤードを借りるとして民間企業・地方自治体と調整して借りるようなこともできると思うが、そのような場合も対外調整となるのか。</p>	<p>対外調整は、ヤードを借りるための民間企業や地方自治体との調整を含めて、他機関との調整全般を指します。 技術提案として認めない場合とは、技術提案書提出時点で上記対外調整が未了である場合のことであり、具体例であげられている調整も技術提案書提出時点で完了していれば技術提案として認められ、完了していなければ技術提案として認められないということになります。 なお、工事目的物の変更は技術提案として認められず、また、工期短縮のための提案も加点評価しない場合があり、例としてあげていただいた、「プレキャスト化推進」についてもその対象となる場合がありますので、個別工事の公告資料をよくご確認くださいませようお願いします。</p>
7	<p>【令和8年度 申請書等作成の留意事項】 P.4 留意事項</p> <p>「①～総合的に判定する」とあるが、以前は2重提案の場合評価が低い方を採用するようにしていたが、現在は総合的に判断するようになってきているのか。</p>	<p>令和7年度からは低い方を採用する評価方法はなくなり、全体を見て総合的に判断することとしております。</p>

No.	質問内容	回答内容
8	<p>【令和8年度港湾整備事業実施における取り組みについて(工事)】 P.6 ①休日確保評価型試行工事の実施</p> <p>資料内で各種補正は旧建設においては令和8年度は廃止となっており、港湾空港関係では令和7年度、令和8年度で記載の通り補正を行っている中で、この年度毎の補正適用基準の考え方について、</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日が令和8年4月1日以降であれば令和8年度補正が適用される。 ・見積参考資料の公表が令和8年4月1日以降であれば令和8年度補正が適用される。 ・入札日が令和8年4月1日以降であれば令和8年度補正が適用される。 ・それ以外の適用基準日が考えられると思いますが、御教示頂きたい。 	<p>今般改訂された休日確保評価型試行工事の補正は、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用します。</p>
9	<p>【R8事業実施における取組み(工事)】 P.8 (1)働き方改革 ③供用係数実態精査試行工事(旧荒天リスク精算型)</p> <p>天候によっては、標準の供用係数による稼働率よりも実際の稼働率が良くなることも考えられるが、その場合、実際の稼働率に合わせて供用係数を見直すのか？それとも最低限、標準の供用係数は確保されるのか。</p>	<p>標準の供用係数は確保するよう考えています。</p>
10	<p>【総合評価落札方式適用区分表について】</p> <p>今年度より、WTO(政府調達協定対象)が9.0億円に変更となった。総合評価落札方式適用区分表の最新版を公表いただけないか。</p>	<p>中国地方整備局港湾空港部のHPにて公表いたします。リンク先は、下記のとおりです。</p> <p>https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/keiyaku/hinshitsu.html</p>
11	<p>【工事費内訳書への労務費等の記載(令和8年4月以降版)】</p> <p>直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について、記載イメージには、「直接工事費のうち、材料費***(一部のみ計上)円」、「直接工事費のうち、労務費(算出不能)円」、と例があるが、その他の項目(「現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金」や「工事原価のうち、安全衛生経費」)についてもすべてを記載できない場合や算出ができない場合は、「算出不能」「計上不可」「一部のみ計上」と記載してもよいか。また、法定福利費についても同様に、「一部のみ計上」と記載してもよいか。</p>	<p>「材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費」の記載につきましてはご認識のとおりです。</p> <p>「法定福利費」の記載につきましては、従前より見積の明示を求めていることから、すべてを計上願います。</p>
12	-	<p>【R8事業実施における取組み(工事)】 P.18 (1)働き方改革 ⑫猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組</p> <p>資料中の「(※)適切な設計図書の作成」については、「(1-4)適切な設計図書の作成」に修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p>
13	-	<p>【R8事業実施における取組み(工事)】 P.24 (1)働き方改革 ④若手優秀技術者表彰の実施</p> <p>資料中の下記の点については修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表中の工事にかかる「優秀技術者表彰との重複(過去及び同年度)」欄について、「局長表彰(優秀技術者、安全管理技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない技術者」を「局長表彰(優秀技術者、安全管理技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない工事の技術者」に修正 ・表中の業務にかかる「優秀技術者表彰との重複(過去及び同年度)」欄について、「局長表彰(優秀技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない技術者」を「局長表彰(優秀技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない業務の技術者」に修正 ・表中の「インセンティブ」を「総合評価落札方式等における加点」に修正

* 業務に関する説明会: 令和8年4月13日(月) 16:00~16:45

No.	質問内容	回答内容(案)
1	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(業務)】 P.3 若手優秀技術者表彰を評価する取組(業務)</p> <p>中段の制度概要で「担当技術者含む」とあるが、表彰対象に担当技術者は含むのか。</p>	<p>担当技術者は含みません。 当日資料に誤りがあったため、差し替えた資料(令和8年度 入札・契約の対応方針(工事))を4月14日にHPにアップしております。</p>
2	<p>【令和8年度入札契約に関する対応方針(業務)】 P.3 若手優秀技術者表彰を評価する取組(業務)</p> <p>中段の制度概要で「総合評価において加点評価を行う」と記載されているが、プロポーザル方式も対象となるのか。</p>	<p>プロポーザル方式も含まれます。</p>
3	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.7 (1)働き方改革 ④業務品質確保調整会議の適切な運用</p> <p>◆3つ目、「業務品質確保調整会議実施要領」を令和8年3月末までに掲載済。」とあるが、港湾局のHPに掲載されているものか。それとも地整でアレンジした実施要領のようなものがあり、HPに掲載しているのか。</p>	<p>本省港湾局HP、「施工基準等に係る情報」に掲載の令和8年3月版のことです。</p>
4	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.8 (1)働き方改革 ⑤猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組</p> <p>2. (2-2)「業務における熱中症対策に関する費用計上について(実施要領)(令和8年3月24日)」はどこで公表されているのか。</p>	<p>本省港湾局HP、「積算基準等に係る情報」に掲載されています。</p>
5	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.8 (1)働き方改革 ⑤猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組</p> <p>下段に「※業務に関しては～」と注釈があるが、「(※)適切な設計図書の作成」の内容を細くする意味合いで記載されているものか。</p>	<p>「※業務に関しては～」は、欄内全ての事項に対しての補足(工事内容は業務内容として読み替えること)を記載しています。</p> <p>なお、資料中の「(※)適切な設計図書の作成」については、「(1-4)適切な設計図書の作成」に修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p>
5	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.8 (1)働き方改革 ⑤猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組</p> <p>下段に※業務に関しては～、と注釈があるが、「(1-3)」「(※)適切な設計図書の作成」「(2-3)」は業務に関して適用される理解で良いか。</p>	<p>下段に記載の注釈「※業務に関しては～」は、「(1-2)」「(1-3)」「(※)適切な設計図書の作成」「(2-3)」に適用します。</p> <p>なお、資料中の「(※)適切な設計図書の作成」については、「(1-4)適切な設計図書の作成」に修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p>
6	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.13 (2)担い手の育成・確保 ④業務若手技術者奨励(港湾空港関係)の実施</p> <p>表の下から3行目に「インセンティブ」とあるが、この「インセンティブ」とは、総合評価やプロポにおける「加点措置」、という意味と理解してよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>資料中の下記の点については修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表中の工事にかかる「優秀技術者表彰との重複(過去及び同年度)」欄について、「局長表彰(優秀技術者、安全管理技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない技術者」を「局長表彰(優秀技術者、安全管理技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない工事の技術者」に修正 ・表中の業務にかかる「優秀技術者表彰との重複(過去及び同年度)」欄について、「局長表彰(優秀技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない技術者」を「局長表彰(優秀技術者)、事務所長表彰(優秀技術者)を受賞していない業務の技術者」に修正 ・表中の「インセンティブ」を「総合評価落札方式等における加点」に修正
7	<p>—</p>	<p>【R8事業実施における取組み(業務)】 P.12 (2)担い手の育成・確保 ③若手優秀技術者表彰の実施</p> <p>資料中の「インセンティブ」については、「総合評価落札方式等における加点」に修正し、ホームページに掲載の資料の差し替えを行います。</p>